

○高知市土地保全条例

(昭和 48 年 7 月 15 日条例第 40 号)

改正 平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号 平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号
平成 9 年 4 月 1 日条例第 4 号 平成 12 年 12 月 26 日条例第 70 号
平成 13 年 7 月 1 日条例第 24 号 平成 20 年 1 月 1 日条例第 22 号
令和 3 年 4 月 1 日条例第 42 号

(目的)

第 1 条 この条例は、安全で良好な地域環境を確保することが、市民の生命、身体及び財産を保護するために欠くことのできない条件であることに鑑み、土地の形状の変更について必要な事項を定め、適正な土地利用を図り、もつて市民の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地 道路、公園、河川その他規則で定める公共の用に供する土地及び墓地以外の土地をいう。
- (2) 造成行為 土地の形状の変更をいう。
- (3) 造成区域 造成行為を行う土地の区域をいう。
- (4) 造成主 造成行為に関する工事(以下「工事」という。)の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (5) 工事施行者 工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。

(適用の除外)

第 3 条 この条例の規定は、次に掲げる造成行為については、適用しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う造成行為
- (2) 国又は地方公共団体その他規則で定める法人が行う造成行為
- (3) 法令により許可又は認可を受けて行う造成行為
- (4) 規則で定める軽微な造成行為

(工事計画の届出)

第 4 条 造成行為を行おうとする造成主は、工事を行おうとする日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、当該造成区域ごとに当該工事の計画を市長に届け出なければならない。

2 前項の工事計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 造成区域の位置、区域及び面積
- (3) 土地利用の目的
- (4) 造成行為に関する設計
- (5) 工事の着手及び完了の時期

(6) 工事による災害の防止のための方法

(7) 工事施行者

3 第1項の規定による届出には、造成区域の周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付しなければならない。

(工事計画の公開等)

第4条の2 造成主は、前条第1項に規定する届出を行おうとするときは、造成区域周辺の地域住民に造成行為に関する工事計画の周知を図るため、当該工事に着手するまでの間、造成区域の見やすい場所に当該工事計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。

2 造成主は、造成区域周辺の地域住民から申出があつた場合は、工事計画の内容について当該地域住民に対し説明会を開催し、当該工事計画に関し理解を得よう努めなければならない。

3 造成主は、前項の規定による説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(変更の届出)

第5条 造成主は、工事計画の届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項を変更しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微なものについては、この限りでない。

(標識の掲示)

第6条 造成主は、第4条第1項の規定による届出をした工事に着手しようとするときは、造成区域の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の事項を記載した標識を掲げなければならない。

(工事の期間)

第6条の2 工事（規則で定める大規模な造成行為に関するものを除く。）は、その着手の日から5年を経過する日までに完了しなければならない。ただし、非常災害その他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(工事の技術的基準)

第7条 工事は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 造成行為に伴うがけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

(2) 排水路その他の排水施設が、雨水その他の地表水を有効に排出するとともに、その排出によつて造成区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。

(3) 工事中の災害防止その他安全確保について、必要な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準について必要な技術的細目は、規則で定める。

(工事計画の変更命令)

第8条 市長は、第4条第1項又は第5条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画が第6条の2又は前条の規定に適合しないものであるときは、当該届出をした造成主に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、届出のあつた日から起算して30日を経過した後は、することができない。

(実施の制限)

第8条の2 第4条第1項又は第5条の規定による届出をした造成主は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る工事に着手し、又は当該工事の計画の変更をしてはならない。ただし、市長が当該工事の計画又は計画の変更の内容が相当であると認めて、当該造成主に対しその旨を通知したときは、この限りでない。

(措置命令)

第9条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反した造成主又は工事施行者に対して、当該工事の停止又は違反の是正その他造成行為に伴う災害の防止のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、造成主又は工事施行者が工事を廃止し、又は休止しようとするときは、擁壁又は排水施設を設置その他災害の防止のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 市長は、前2項の措置を命じようとするときは、高知市行政手続条例(平成9年条例第3号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による命令をした場合においては、規則で定める標識を造成区域内に設置することができる。

5 前項の場合において、造成主又は工事施行者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(完了等の届出)

第10条 造成主は、造成区域について工事を完了し、又は廃止したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第11条 第4条第1項又は第5条の規定による届出をした造成主について相続、合併又は分割(当該届出に係る工事を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工事を承継した法人は、当該届出をした造成主の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継のあつた日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(立入調査等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、造成主又は工事施行者その他関係人(以下この条において「造成主等」という。)に対し、造成区域若しくは当該造成区域において行われている工事の状況について必要な報告を求め、又は当該造成区域に立ち入り、当該造成区域若しくは当該造

成区域において行われている工事の状況の調査若しくは検査(以下この条において「立入調査等」という。)をすることができる。

- 2 市長は、立入調査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。
- 3 第1項の規定により立入調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、造成主等から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 造成主等は、正当な理由がない限り、第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。
- 5 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第9条第1項及び第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第15条 第4条第1項又は附則第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第8条第1項による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第6条の規定に違反した者
- (3) 第12条第4項の規定に違反した者

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に工事を行なっている事業主は、第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から30日以内に、当該施工区域ごとに、同条第2項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 3 第4条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(春野町の編入に伴う経過措置)

4 春野町の編入の日(以下「編入日」という。)前に春野町土地利用適正化条例(昭和62年春野町条例第22号。以下「春野町条例」という。)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。

5 前項の規定によりこの条例の相当規定に基づき届け出たものとみなされた工事の計画に係る技術的基準については、この条例の規定にかかわらず、春野町条例の例による。

6 編入前にした春野町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成4年4月1日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成6年10月1日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年4月1日条例第4号)

この条例は、高知市行政手続条例(平成9年条例第3号)の施行の日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第70号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知市土地保全条例の規定により届出をしている工事については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年7月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成20年1月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条の2及び第8条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に着手する工事から適用し、施行日前に着手した工事については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。